

高松地区における自転車を 利用した^{まち}都市づくり計画

～人と自転車が笑顔で行き交う

サイクル・エコシティ高松～

平成 20 年 11 月

自転車を利用した香川の新しい

^{まち}都市づくりを進める協議会高松地区委員会



はじめに

高松地区は、温暖少雨の気象条件や平坦な地形が多いという特性から、我が国でも屈指の自転車利用を誇る地域です。

今日、少子・高齢化や地球温暖化が進展する中で、誰もが安全で快適に移動し、過度に自動車に依存しない、コンパクトで持続可能な集約型都市づくりを目指すには、公共交通機関や徒歩、自転車等の様々な交通手段が有機的に連携したまちづくりが求められており、殊に自転車は、高松地区における代表的な交通手段として、今後、重要な役割を果たすものと考えられます。

自転車利用に関しては、昨年8月に「香川の自転車利用を考える懇談会」から、「人と環境にやさしい『自転車の楽園・さぬき』を目指して」とする貴重な提言をいただいております。この中で、交通システムの根本的変換として、これまでの自動車中心の道路整備等交通環境の在り方を見直し、人と環境にやさしい、徒歩や自転車、公共交通機関の優先順位を高める、新たな価値感が提唱されています。

この提言を踏まえ、昨年10月、香川県において、「自転車を利用した香川の新しい都市づくりを進める協議会」が設置され、重点地区として高松地区委員会が設けられました。この高松地区委員会では、国、香川県、警察関係、高松市、民間等で組織する5つの部会を設置し、自転車利用環境の整備と利用促進等の各種施策について、具体的な取組事項の検討を進めてきたところであります。

このように各機関の関係者が一堂に会し、自転車利用の促進について協議をすることは、全国的にも稀な取組であると聞き及んでおります。

関係機関の連携協力の下に策定した本計画は、自転車を、自動車に替わる都市内交通の重要な手段として位置づけるとともに、各々の実施主体が行う各種施策を、横断的、総合的に整理し、実効性のあるものとして体系づけたものです。

本計画の策定に当たり、多面的な観点から熱心に御検討いただいた各部会長を始め、委員の方々に心から感謝の意を表すとともに、今後とも、市民、関係機関との連携と協働の下、更なる自転車利用環境の整備が図られますよう、御協力、御支援の程よろしくお願い申し上げます。

平成20年11月

自転車を利用した香川の新しい
都市づくりを進める協議会高松地区委員会

会 長 高松市長 大 西 秀 人



目次

第1章 計画の策定に当たって

1. 計画策定の趣旨	2
2. 自転車利用を取り巻く問題点	3
2.1 社会の動き	3
2.2 自転車を取り巻く状況	5

第2章 計画の基本的な考え方と施策

1. 計画の基本的な考え方	10
1.1 対象地域	10
1.2 計画期間	10
1.3 計画の目標	10
1.4 都市づくりの視点	11
1.5 自転車利用の視点と基本施策	12
1.6 計画の体系	14
2. 施策の展開	16
2.1 快適な自転車利用のための環境整備	16
(1) 安全で快適な、歩行者および自転車の空間確保に関する施策	16
(2) 路上駐輪対策と駐輪環境の整備に関する施策	19
2.2 自転車利用ルールの遵守、マナーの向上	23
(1) 更なる自転車利用ルールの遵守、マナーの向上に関する施策	23
2.3 自転車利用の更なる促進	26
(1) 商店街での自転車利用改善による魅力向上に関する施策	26
(2) 自転車利用の更なる促進に関する施策	28

第3章 計画の推進体制

1. 関連計画との整合	32
2. 計画の推進体制	33

(資料)

資料1 自転車を利用した香川の新しい都市づくりを進める協議会 高松地区委員会会則および名簿	37
資料2 部会の開催状況および名簿	40



第1章 計画の策定に当たって



1. 計画策定の趣旨

高松市では、第5次高松市総合計画において、「快適で人にやさしい都市交通の形成」を政策の一つに位置づけ、「公共交通の利便性の向上」「自転車利用の環境づくり」を主要な施策として推進している。

また、今年策定予定の高松市都市計画マスタープランでは、コンパクトで持続可能な集約型都市構造実現のための交通体系として、環境にやさしい、公共交通を基軸とした、利便性の高い総合交通体系の構築を目指している。

このような中、安全で快適に移動でき、過度に自動車に依存しない、徒歩や自転車と公共交通機関が有機的に連携したまちを実現するため、自転車が持つ利便性や快適性を、一層生かすことのできる社会環境整備が求められている。

高松地区委員会は、「香川の自転車利用を考える懇談会」からの提言（平成19年8月）を受けて設置された「自転車を利用した香川の新しい都市づくりを進める協議会（平成19年10月設置）」の下に、重点地区として設けられた委員会であり、この委員会において、自転車利用に係る5つの部会—「安全空間確保部会」「駐輪対策部会」「安全教育部会」「地域活性部会」「利用促進部会」—を設置し、自転車利用環境の整備と利用促進等の各種施策について、具体的な取組事項の検討を進めてきた。

本計画は、同地区委員会5部会における検討結果を踏まえ、環境にやさしく機動性に優れた自転車を自動車に替わる都市内交通の重要な手段として明確に位置づけるとともに、関係機関が行う自転車利用に係る各種施策・事業をより実効性のあるものとするため、総合的に体系化して策定したものである。



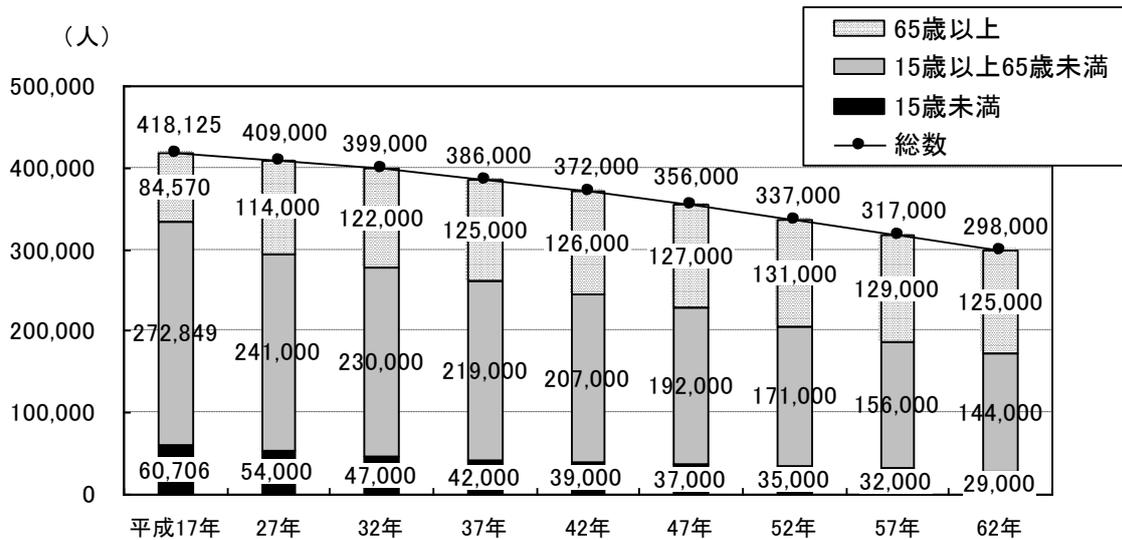
2. 自転車利用を取り巻く問題点

2.1 社会の動き

我が国では、平成 17 年に総人口が減少に転じ、それに加え、出生率の低下等による少子・高齢化が進行し、15 歳から 64 歳の生産年齢人口も減少していくと見込まれる等、少子・高齢社会に突入した。

高松市においても、「国立社会保障・人口問題研究所」の人口推計と同様の方法で人口を推計すると、総人口は、今後、全国の傾向と同様に減少が続き、平成 27 年には 40 万 9 千人、平成 62 年には 29 万 8 千人と、30 万人を下回ると推計されている。また、年齢階層別に見ると、平成 62 年には、平成 17 年に比べ、65 歳未満の人口が概ね半数となるのに対し、65 歳以上の人口は概ね 1.5 倍、高齢化率は約 42%になると推計され、少子・高齢化が一層進行するものと予測されている。

このような中、子育て環境の整備や、健康志向、高齢者にとっても生活がしやすい、うるおいのあるまちづくりと都市機能の整備が求められている。



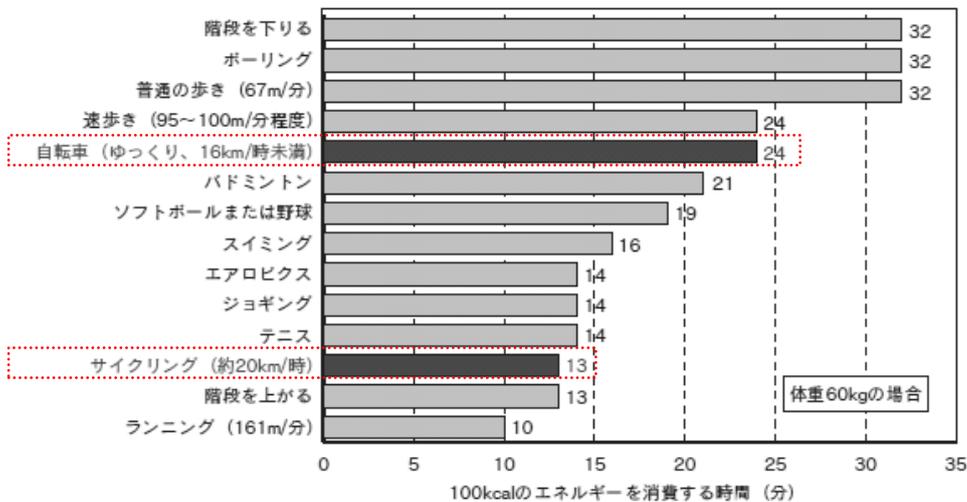
資料：第 5 次高松市総合計画（高松市 H20）

図 1-1 高松市の将来推計人口



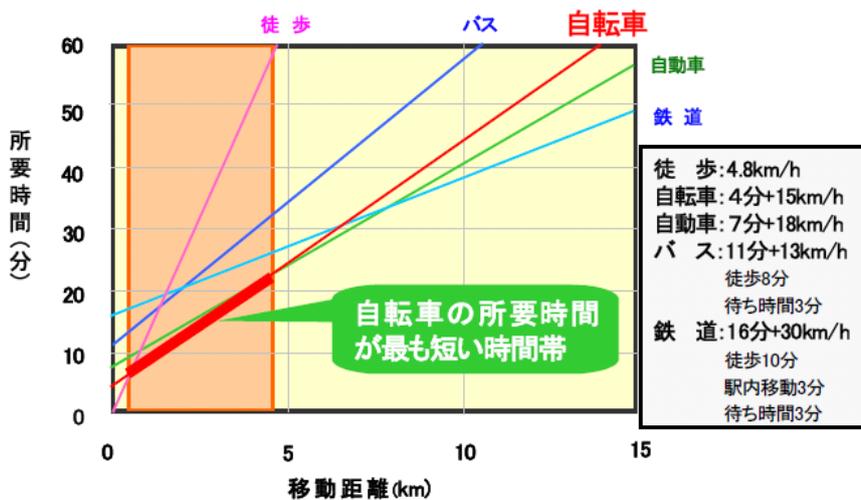
また、少子・高齢社会の急速な進行にあわせ、人類共通の喫緊の課題である地球環境問題、都市経営コストの抑制の観点等から、自動車に過度に依存するライフスタイルに対する懸念が高まるとともに、コンパクトで持続可能な都市づくりが標榜されており、都市内交通の在り方は大きく変化してきている。

このようなことから、都市内交通手段の一つとして、環境にやさしい、機動性に優れた、更には、適度な運動ができるなどのメリットを持った自転車の利用が着目されており、高松地区の居住者のみならず、観光等を目的とした来訪者に対しても快適で魅力的な、都市の活性化に寄与する自転車利用のための環境整備が望まれる。



資料：健康づくりのための運動指針 2006 (厚生労働省)

図 1-2 適度な運動ができる自転車



資料：(国土交通省道路局)

図 1-3 機動性に優れた自転車



2.2 自転車を取り巻く状況

(1) 自転車の利用状況～多い自転車利用者

高松地区は、温暖少雨の気候で起伏が少ない地形であり、自転車の利用しやすい地域である。実際に、高松市における通勤通学時の自転車利用は 27%と、全国平均の約 2 倍であり、他の主要都市に比べても特に多い（図 1-4 参照）。高松市民にとって自転車は、最も身近な乗り物であり、かつライフスタイルの一部にもなっているため、より利用しやすい環境の整備が求められる。

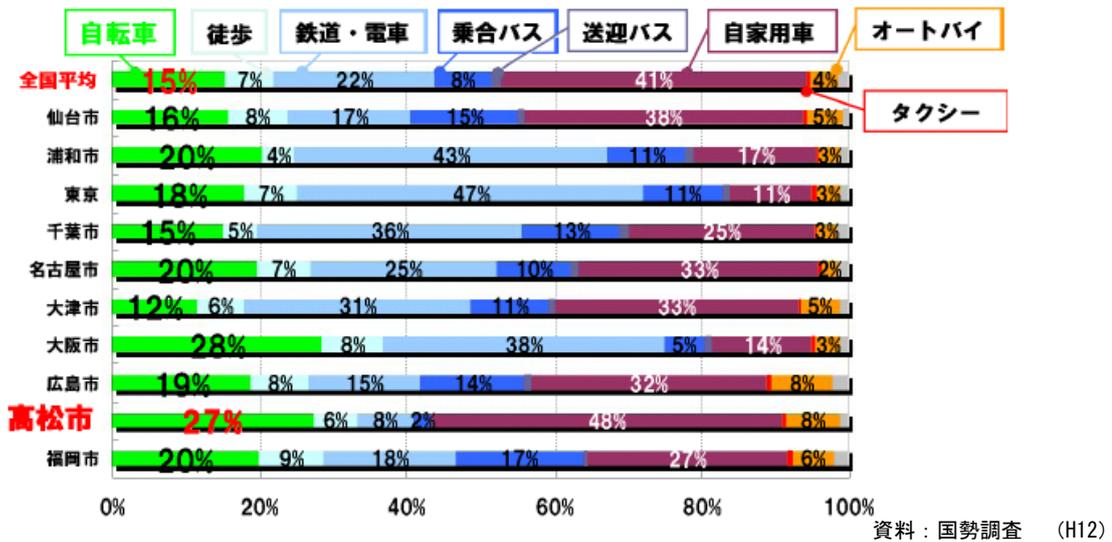


図 1-4 通勤・通学時の交通手段



(2) 自転車の位置づけ～不十分

自転車は、道路交通法上では車道通行が原則であるが、普通自転車歩道通行可の区間では例外的に歩道走行が認められている。しかしながら、歩道走行が認められていない区間でも自転車が走行しているのが現実であり、自転車事故の発生等、大変危険な状況である。

このような状況を踏まえ、道路交通法の一部を改正する法律が平成19年6月30日公布され、平成20年6月1日に施行された。この改正では、安全で快適な自転車走行の確保に向け、普通自転車が例外的に歩道を通行できる要件を明確化しており、この現状を踏まえて、高松地区における自転車の位置づけを明確化し、より利用しやすい環境の整備を進める必要がある。

■ 道路交通法の一部を改正する法律の施行について

■ 普通自転車が例外的に歩道を通行できる要件の明確化

(1) 普通自転車の歩道通行ルール改正

(道路交通法第63条の4第1項、道路交通法施行令第26号)

- ①道路標識等により通行することができるとき
- ②年齢13歳未満の児童および幼児、70歳以上の者、身体障害者が運転するとき
- ③車道または交通の状況に照らして歩道を通行することがやむを得ない場合



図 1-5 道路標識等により通行可能 (標識：自転車及び歩行者専用)

(2) 普通自転車の歩道の通行方法改正

(道路交通法第63条の4第2項)

- ①歩道の車道寄り部分または、「普通自転車通行指定部分」がある場合には、その部分を徐行。ただし、その部分を通行し、または通行しようとする歩行者がいなく、または歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。
- ②歩行者の通行を妨げるときは一時停止

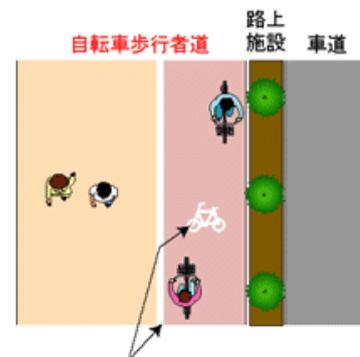


図 1-6 普通自転車の歩道通行部分 (自転車歩行者道)

■ 歩行者に対する自転車通行への理解の周知

(道路交通法第10条第3項)

歩行者は、「普通自転車の通行部分」の指定があるときは、その部分をできるだけ避けて通行するように努めなければならない。

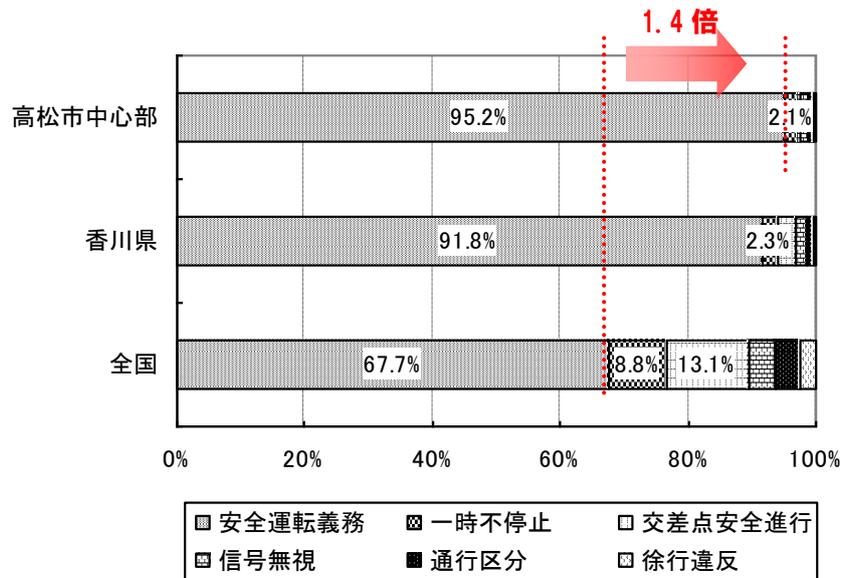
■ 自転車にかかる主な改正部分

- (1) 児童・幼児の自転車乗用時における乗車用ヘルメット着用努力義務の導入
- (2) 地域交通安全活動推進委員の活動内容の見直しによる街頭活動の活性化
- (3) 自転車通行環境の整備を推進するための車両通行帯の幅員に関する規定の整備
- (4) 横断歩道を進行しようとする普通自転車が従うべき信号灯火の規定の整備



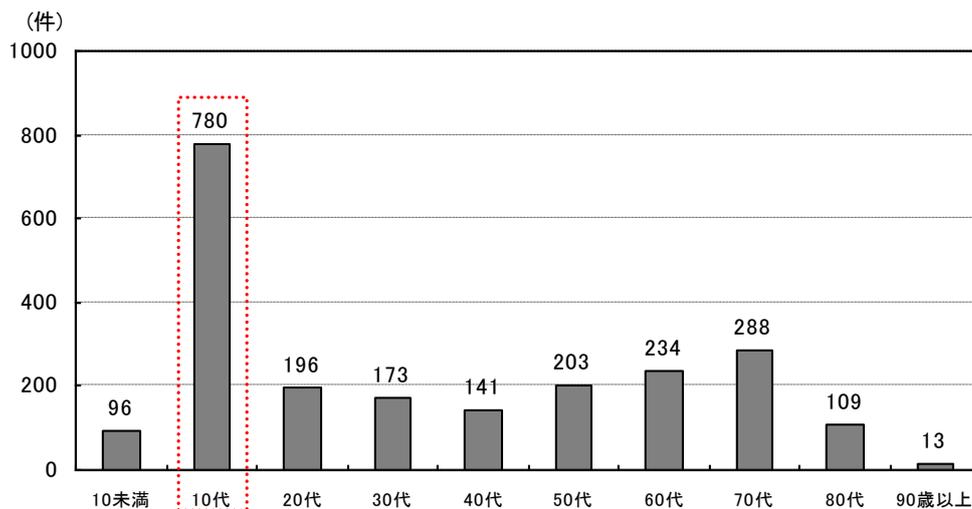
これらの自転車事故の特徴として、高松市中心部では安全運転義務違反が 95.2%で最も多く、自転車事故のほとんどを占める。安全運転義務違反は、香川県で 91.8%、全国で 67.7%と大半を占めているものの、高松市は全国の 1.4 倍となっており、自転車ルールが徹底されておらず、マナーも悪いことが考えられる (図 1-9 参照)。

なお、香川県の年齢別年間自転車事故件数では、10代が 780 件で最も高く、全体の 35%を占めており、自転車ルールの徹底およびマナーの向上が必要な世代である (図 1-10 参照)。



資料：(香川県警察本部 H19)

図 1-9 類型別の事故件数割合 (H19)



資料：(香川県警察本部 H19)

図 1-10 香川県の年齢別年間自転車事故件数 (H19)



第2章 計画の基本的な考え方と施策



1. 計画の基本的な考え方

1.1 対象地域

高松市全域とする。

1.2 計画期間

本計画は、平成20年度から27年度までの8年間を計画期間とする。

1.3 計画の目標

高松地区は温暖少雨の気候、平坦な地形のために、自転車を快適に利用しやすい恵まれた地域である。本地区の自転車利用は全国に比べても特に多く、自転車は市民にとって最も身近な乗り物であり、ライフスタイルの一部になっていると言っても過言ではない。しかしながら、その一方で道路交通法の改正により自転車の位置づけを再度見直す必要があること、著しく増加する自転車の事故、守られていない自転車マナー等、様々な問題が顕在化してきている。

このような自転車利用を取り巻く状況を踏まえ、様々な問題点の改善を図り、安全で、快適な自転車利用の確立、自転車利用の拡大を目指すこととする。このため、今後は高松地区の居住者のみならず、観光等を目的とした高松地区来訪者に対しても、自転車の魅力や楽しさ、快適さを積極的にアピールできるよう、快適で安全な歩行空間の確保とともに、自転車利用のための環境整備や、自転車利用に関するルールの徹底やマナーの向上を積極的に進め、「歩く」として「自転車で走る」ことが共存しあえる、高松地区の新たな自転車文化を築いていくことが重要である。そこで、高松地区では、自転車利用の更なる拡大を目指す都市づくりの目標を、次のように掲げるものとする。

●自転車利用の拡大を目指す都市づくりの目標

人と自転車が笑顔で行き交うサイクル・エコシティ高松





1.4 都市づくりの視点

自転車利用の拡大を目指す都市づくりの推進に当たっては、関係機関が相互連携・協力するとともに、広く市民の理解と協力を求めるよう配慮し、市民、NPO、企業、商店街振興組合、行政等が一体となり、協働による推進を図る必要がある。このためには、市民ニーズを的確に把握しながら、個人の生活の快適性と地域の活性化の共存の道を探り、そのまちづくりの基本的な価値を共有することが重要である。そこで、自転車利用の拡大を目指す都市づくりの目標に基づく、基本的な都市づくりの視点を次のとおり定めるものとする。

1 人と環境にやさしい都市づくり

地球環境問題への対応が人類共通の課題として逼迫する中、これまでの自動車中心の道路整備等の在り方を見直し、環境にやさしい自転車を都市内交通手段の一つとして明確に位置づけ、歩行者と自転車利用者にとって、安全で快適な道路空間の再配分を適切に行いながら、人と環境にやさしい都市づくりを目指す。

2 自転車と公共交通を軸とした都市づくり

都市機能拡散の防止のために、コンパクトで持続可能な都市づくりを図るため、自転車の利用環境を向上させることにより、公共交通機関の交通結節点機能を自転車によって補完し、徒歩と自転車と公共交通とを軸としたネットワークの形成による快適な都市づくりを目指す。

3 楽しく、便利で健康の都市づくり

健康に対する意識が高まる中、環境にやさしい、適度な運動ができる、経済的等のメリットをもった自転車の重要性を市民が再認識し、自転車利用ルールの遵守、マナー向上を図りながら、楽しく、便利で健康の都市づくりを目指す。





1.5 自転車利用の視点と基本施策

高松地区の都市づくりの視点を踏まえ、「人と自転車が笑顔で行き交うサイクル・エコシティ高松」を実現するため、自転車利用の3つの視点に基づき、5つの基本施策を実施していくものとする。

1 快適な自転車利用のための環境整備

徒歩や自転車はすべての市民の重要な交通手段であり、特に子どもや高齢者にとっては限られた選択可能な交通手段であることから、歩行者の安全が最優先という考えの下、自転車が安全で快適に通行できる自転車走行空間の整備や放置自転車対策、官民が協力した駐輪場の整備等の快適な自転車利用のための環境整備を進める。

■基本施策

・安全で快適な、歩行者および自転車の空間確保

普通自転車歩行者道における自転車と歩行者の分離、車道の走行スペースの再配分による自転車専用の通行空間の確保、自転車・歩行者通行帯のデザイン統一等の施策を実施するための「高松市中心部における自転車ネットワーク整備方針」を策定し、各関係機関の連携により、安全で快適な空間確保のための施策を実施する。

・路上駐輪対策と駐輪環境の整備

官民が協力した駐輪場の整備、駐輪場の情報提供と正しい駐輪方法の周知、放置自転車の撤去の強化を進め、路上駐輪を削減する。



2 自転車利用ルールの遵守、マナーの向上

交通手段としての自転車の位置づけの明確化、走行可能な場所の明記や児童・幼児の乗車用ヘルメット着用努力義務の明記、地域交通安全活動推進委員等による街頭活動や啓発活動等を内容とする道路交通法の一部改正がなされており、このような状況も踏まえながら、自転車事故や迷惑駐輪の削減、商店街における買い物客等が安心して通行できる環境づくりのために、自転車利用ルールの遵守とマナーの向上を進める。

■基本施策

・ 更なる自転車利用ルールの遵守、マナーの向上

年齢層に応じたきめ細かな自転車の正しい乗り方等の周知、幼少期からの体系的な交通安全教育の推進、民間交通指導員の育成や地域と連携した街頭指導の実施を進め、自転車利用ルールの遵守およびマナーの向上を図る。

3 自転車利用の更なる促進

「快適な自転車利用のための環境整備」や、「自転車利用ルールの遵守、マナーの向上」に取り組むとともに、商店街における自転車利用者と歩行者が共存する環境を構築することにより、商店街における快適な自転車利用を進める。

また、自転車が環境面や健康面に優れた乗り物であることを踏まえ、カーフリーデー等の開催による自転車利用に関する広報・啓発活動を行う。さらに、自転車と公共交通との連携、自動車から自転車への利用転換を促す制度等を実施しながら、更なる自転車の利用促進を進める。

■基本施策

・ 商店街での自転車利用改善による魅力向上

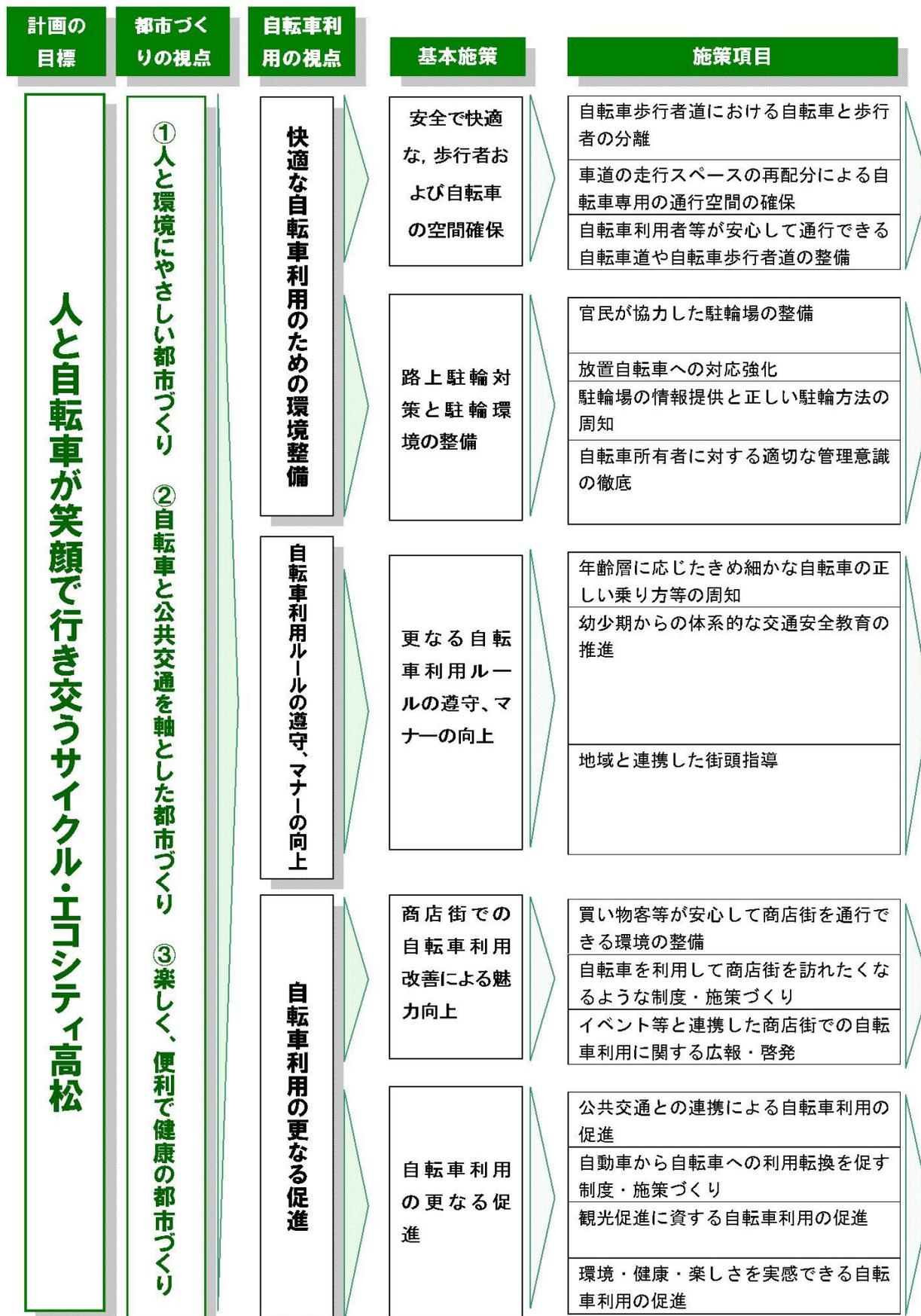
買い物客等が安心して商店街を通行できる環境の整備、商店街での自転車利用に関する広報・啓発、自転車を利用して商店街を訪れたいくなるような制度・施策づくりを行い、商店街での自転車利用を改善し、魅力の向上を図る。

・ 自転車利用の更なる促進

環境や健康の面から自転車利用を促す広報・啓発の実施、観光客の利用にも配慮したレンタサイクルの利便性の向上、サイクリングルートの設定等自転車利用を観光地や観光施設等につなげる新たな仕組みづくり、自転車の魅力や楽しさを発信するイベントの開催を実施し、自転車利用の更なる促進を図る。



1.6 計画の体系





具体的な取組		実施主体
高松市中心部における自転車ネットワーク整備方針に基づき推進	中央通りにおける分離施設による分離	香川河川国道事務所道路調査課・交通対策課
	道路空間再配分による自転車専用通行空間の社会実験の実施	高松市道路課
	歩行者および自転車通行帯のデザインの統一	道路管理者
路外駐輪場の整備	道路管理者、高松市都市計画課交通安全対策室、民間	
路上駐輪場の整備	道路管理者、高松市都市計画課交通安全対策室、民間	
放置自転車の撤去の強化	高松市都市計画課交通安全対策室	
駐輪場に関する情報提供による利便性向上	高松市都市計画課交通安全対策室、道路管理者、民間	
地域やマスコミの協力による駐輪場利用の促進	高松市都市計画課交通安全対策室、道路管理者、民間	
防犯登録の徹底	香川県警察本部生活安全企画課	
自転車に対する価値観を高める運動	高松市都市計画課交通安全対策室	
自転車購入時の保証金制度（デポジット制度）導入	高松市都市計画課交通安全対策室	
チラシ・動画教材を活用した自転車ルールの啓発	作成：香川県警察本部 配布：安全部会関係機関・団体	
幼児・小学生を対象にした交通安全教育の実施	高松市都市計画課交通安全対策室、香川県警察本部、香川県交通安全協会、香川県・高松市教育委員会	
中学校・高校生を対象とした交通安全教育の実施	高松市交通安全協会、高松市交通安全母の会、高松北安全運転管理者協議会、高松市都市計画課交通安全対策室、香川県警察本部	
地域交通安全活動推進委員および自転車マナー育て隊による街頭指導の実施	高松市交通安全協会、高松市交通安全母の会、高松北安全運転管理者協議会、高松市都市計画課交通安全対策室、高松北警察署	
市民意識を向上させる「高松ルール」の検討	安全教育部会	
商店街における歩行者と自転車の分離の検討	丸亀町商店街振興組合	
カーフリーデー高松の継続的实施	カーフリーデー高松推進協議会	
安全で快適な自転車利用に関する広報・啓発	各商店街振興組合	
サイクルトレイン等の導入による交通結節点機能の強化	高松市企画課交通政策室・都市計画課交通安全対策室、香川県交通政策課、各交通事業者	
顕彰制度等による自転車利用への転換	高松市企画課交通政策室、香川県交通政策課	
観光客の利用にも配慮したレンタサイクルの利便性の向上	高松市都市計画課交通安全対策室	
自転車利用を促すサイクリングマップの作成	各団体、高松市、香川県等関係機関	
環境や健康の面から自転車利用を促す広報・啓発の実施	高松市企画課交通政策室・都市計画課交通安全対策室	
自転車の魅力や楽しさを発信するイベントの開催	高松市商工労政課、香川県環境政策課	



2. 施策の展開

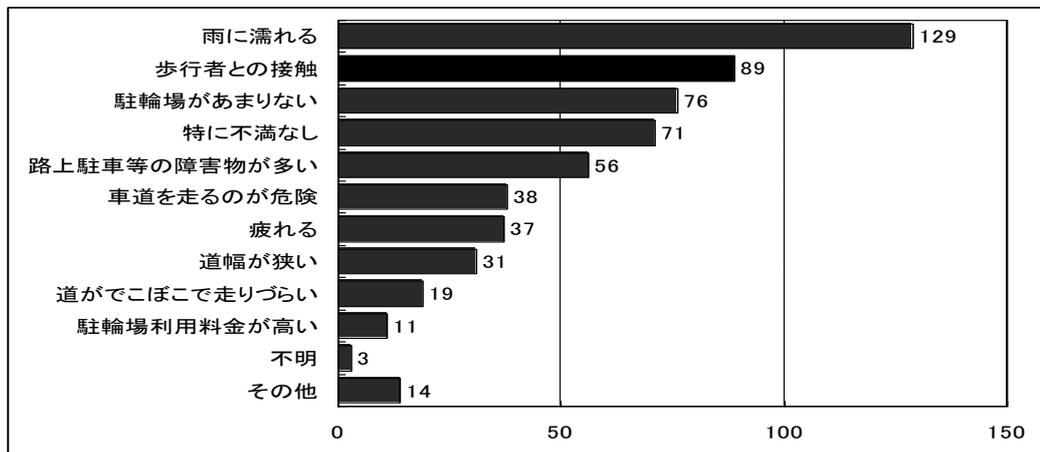
2.1 快適な自転車利用のための環境整備

(1) 安全で快適な、歩行者および自転車の空間確保に関する施策

1) 現状と課題

a) 歩行者との接触が多い自転車

自転車利用者へのアンケートによると、自転車利用の不便な点として、「雨に濡れる」が最も多く、次いで「歩行者との接触」が2番目に多く、次いで「駐輪場があまりない」が3番目に続く。現在、駐輪場は着実に整備されてきており、今後は、安全性を向上させるために、歩行者および自転車利用者が安心して通行できるような走行空間の確保等が望まれる（図 2-1 参照）。



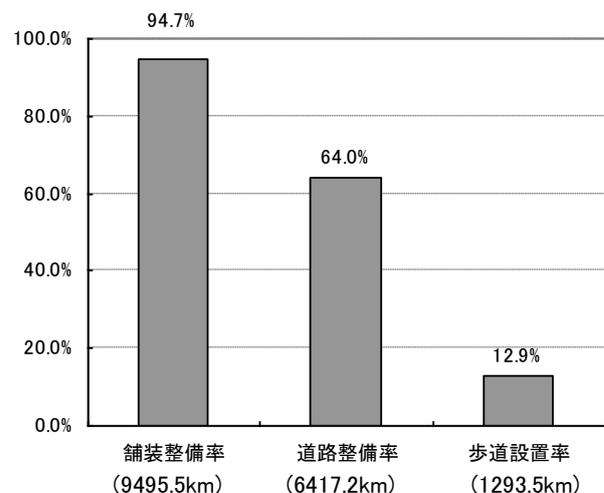
資料：自転車利用アンケート調査（高松市 H12）

図 2-1 自転車利用の不便な点

b) 不十分な自転車走行空間の整備

これまで自動車中心の道路整備により、香川県の舗装整備率は 94.7%、道路整備率は 64.0%と高い整備状況である。しかしながら、歩道の設置率が 12.9%と、他の整備状況に比べて大きく遅れている（図 2-2 参照）。

舗装整備率：簡易舗装含む
道路整備率：改良済（車道幅員 5.5m 以上）
歩道設置率：歩道設置道路延長



資料：道路統計年報 2007

図 2-2 香川県の歩道整備率等（H18）



c) ネットワークとして整備されていない自転車走行空間

自転車は車道通行を原則としているが、香川県内には自動車と自転車の走行空間が物理的に分離された道路はいまだ整備されていない。市内の自転車歩行者道では、自転車走行空間が舗装の色分け等により分離されているが、高松市中心部に一部あるだけで延長は短いため、整備がネットワークとして広がっていない（図 2-3 参照）。



資料：高松市自転車利用環境総合整備計画（高松市 H14）を一部修正

図 2-3 高松市中心部の自転車歩行者道等



2) 施策

a) 自転車歩行者道における自転車と歩行者の分離

■中央通りにおける分離施設による分離

(実施主体：香川河川国道事務所道路調査課・交通対策課)

自転車同士の衝突または歩行者との接触事故を防止し、歩行者と自転車の安全で快適な通行空間の確保を図るため、高松市のメインストリートである中央通りの歩道上において、歩行者と自転車を物理的に分離する社会実験を実施した結果、歩行者および自転車の各通行空間を物理的に分離することによる有効性と効果を確認できた。また、効果的な分離や案内方法の在り方についても方向性が得られており、今後は、それらの調査結果に基づいて、中央通りにおける歩行者および自転車の分離施設を整備する。

b) 車道の走行スペースの再配分による自転車専用の通行空間の確保

■道路空間再配分による自転車専用通行空間の社会実験の実施

(実施主体：高松市道路課)

中心市街地において、車線数削減による道路空間の再配分をすることによって、自転車走行空間を確保し、歩行者および自転車利用者の安全性の検証を行うとともに、自動車交通量の削減に伴う周辺自動車交通流や地域住民、道路利用者への影響の把握に関する施策の有効性や効果について、社会実験を実施しながら検討を進める。

c) 自転車利用者等が安心して通行できる自転車道や自転車歩行者道の整備

■歩行者および自転車通行帯のデザインの統一

(実施主体：道路管理者)

歩行者および自転車利用者が安心して通行できるようにするために、歩行者および自転車通行帯の表示の色等を統一化し、一目で視覚的に理解できる、分かりやすい表示への見直しを行う。

a) ～c)については、国、香川県、警察関係、高松市が連携して、自転車利用環境の整備を計画的に推進し、効果的に自転車ネットワークを構築するため、「高松市中心部における自転車ネットワーク整備方針」に基づき推進するものとする。



(2) 路上駐輪対策と駐輪環境の整備に関する施策

1) 現状と課題

a) 放置自転車の削減に向けた放置自転車等の禁止区域および整理区域の指定

高松地区では、「高松市自転車等の適正な利用に関する条例」（昭和 57 年高松市条例第 27 号）に基づき、放置自転車等の禁止区域、整理区域が指定されている。



図 2-4 放置自転車等の禁止区域および整理区域 (H20)



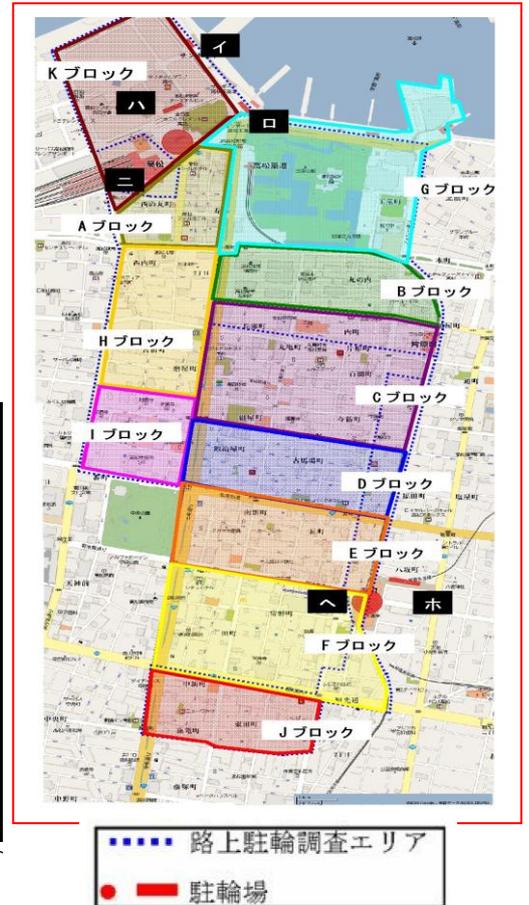
b) 放置自転車が多い高松地区中心部

放置自転車等の禁止区域、整理区域が指定されているにもかかわらず、高松地区中心部における路上駐輪自転車は、1日当たり平日 989 台、休日 939 台と多く、琴電片原町駅、三越、片原町、兵庫町商店街周辺の C ブロックの路上駐輪自転車が平日および休日ともに最も多い（表 2-1 参照）。

表 2-1 ブロック別路上駐輪自転車

ブロッ	平日		平日計	休日		休日計
	昼間	夜間		昼間	夜間	
K	41	23	64	12	38	166
A	26	42	68	17	22	39
H	119	40	159	68	47	115
I	44	17	61	20	11	31
G	8	9	17	16	9	25
B	25	10	35	20	9	29
C	132	111	243	98	108	206
D	27	61	88	50	47	97
E	34	21	55	36	21	57
F	30	35	65	37	28	65
J	93	41	134	68	41	109
合計	579	410	989	558	381	939

※ 昼間 10:00～15:00 夜間 0:00～

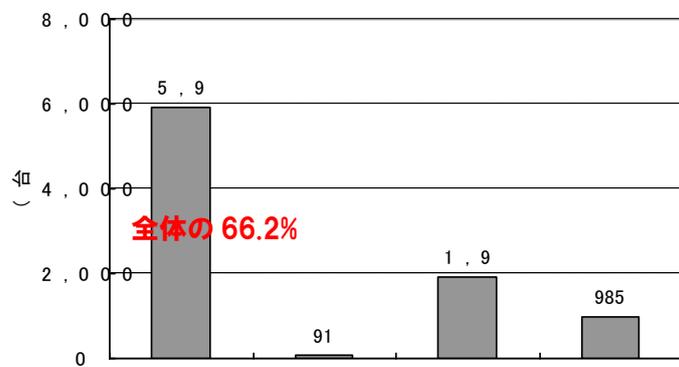


資料：路上駐輪自転車台数調査（高松市 H20）

図 2-5 ブロック位置図

c) 放置禁止区域での放置自転車撤去台数が多い

放置自転車の撤去台数は、放置禁止区域が年間 5,915 台と全体の 66.2%を占めており、撤去の強化等による路上駐輪対策や駐輪場の整備等、放置自転車の削減に向けた取組が求められる（図 2-6 参照）。



資料：（高松市 H19）

図 2-6 放置自転車の撤去台数（H19 年度）



2) 施策

a) 官民が協力した駐輪場の整備

■路外駐輪場の整備

(実施主体：道路管理者、高松市都市計画課交通安全対策室、民間)

「高松市自転車等の適正な利用に関する条例」(昭和 57 年高松市条例第 27 号)では来客用自転車駐輪場の整備を義務付けているが、事務所ビル等では来客用自転車駐輪場はもとより、従業員用自転車駐輪場さえ設置ができていない事例もあるため、各施設管理者が利用者数に応じた適切な自転車駐輪場整備を推進するための条例の見直しを検討する。

また、補助制度を活用した民間駐輪場の整備を促進する。

■路上駐輪場の整備

(実施主体：道路管理者、高松市都市計画課交通安全対策室、民間)

「道路法施行令」(昭和 27 年政令第 479 号)の一部改正により、路上に設ける自転車駐輪場の設置が可能となったことから、道路上における放置自転車の問題の早期解決等、自転車の快適な利用と歩行者の安全で円滑な通行を確保するために、歩行者、自転車、自動車等通行の妨げにならない路上駐輪場の整備を検討する。

b) 放置自転車への対応強化

■放置自転車の撤去の強化

(実施主体：高松市都市計画課交通安全対策室)

放置自転車等の禁止区域において、特に放置自転車の削減を進めるために、警告・移送回数の増加、警告から移送までの時間短縮、禁止区域の拡大のための指定基準の見直し等を検討する。

c) 駐輪場の情報提供と正しい駐輪方法の周知

■駐輪場に関する情報提供による利便性向上

(実施主体：高松市都市計画課交通安全対策室、道路管理者、民間)

民間が設置している駐輪場は、わかりにくい場所に設置されていることがあるため、駐輪場への案内看板の設置等、様々な情報提供の実施による利用者の利便性の向上策を検討する。



■地域やマスコミの協力による駐輪場利用の促進

(実施主体：高松市都市計画課交通安全対策室、道路管理者、民間)

放置自転車の削減と駐輪場の利用促進のために、地域住民のボランティアによる呼びかけ活動、マスコミによる正しい駐輪方法の情報提供等、適切な自転車駐輪が進むよう啓発活動を促進する。

d) 自転車所有者に対する適切な管理意識の徹底

■防犯登録の徹底

(実施主体：香川県警察本部生活安全企画課)

「自転車の安全利用の促進および自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」(昭和 55 年法律第 87 号)において、自転車の防犯登録が義務化されているものの、防犯登録は進んでいないため、購入時や、廃棄時における、防犯登録および削除の手続き見直しや手続き方法の広報を検討し、防犯登録を徹底する。

■自転車に対する価値観を高める運動

(実施主体：高松市都市計画課交通安全対策室)

自転車の適切な利用を進めるために、交通安全フェア、おもしろ自転車集合等のイベントを通じ、自転車に対する愛着向上となる活動を推進する。

■自転車購入時の保証金制度（デポジット制度（注 1））導入

(実施主体：高松市都市計画課交通安全対策室)

放置自転車の削減や撤去・保管・処分時の必要な経費の確保のために、一定の効果が期待できる自転車デポジット制度の導入を検討する。

(注 1) デポジット制度とは、一定の金額を預かり金（デポジット）として販売価格に上乗せし、製品を返却すると預かり金を購入者に戻すという仕組みのこと。



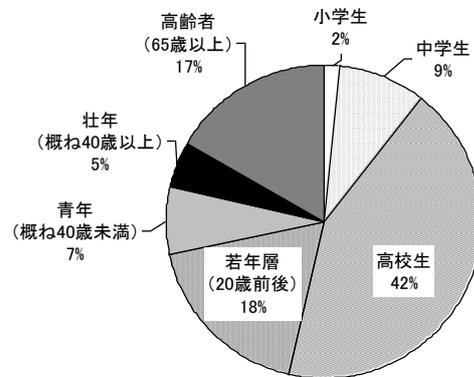
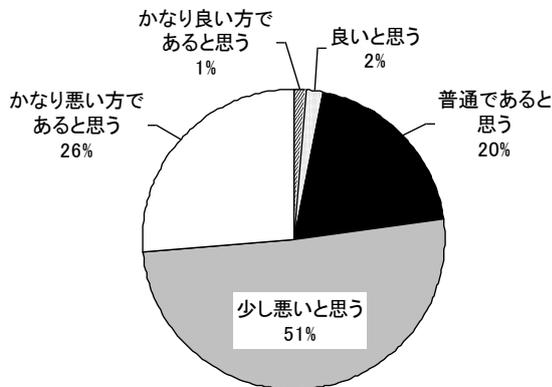
2.2 自転車利用ルールの遵守、マナーの向上

(1) 更なる自転車利用ルールの遵守、マナーの向上に関する施策

1) 現状と課題

a) 自転車マナーが特に悪い若年層

香川県のアンケート調査によると、自転車マナーに対しては、全体の約 8 割が悪いイメージを持っており、その中でも自転車マナーが悪いと感じる年齢層は、高校生が 42%で最も多く、次いで青年者（20 歳前後から概ね 40 歳未満）が 18%と続いている。中学生、高校生、若年層（20 歳前後）の若い年齢層で全体の約 7 割を占めており、若い世代における自転車利用ルールおよびマナーの向上が望まれる（図 2-7 および図 2-8 参照）。



資料：香川県の交通安全意識等に関するアンケート調査（香川県 H19）

図 2-7 自転車マナーに対するイメージ

図 2-8 自転車マナーが悪いと感じる年齢層

「高松市自転車等の適正な利用に関する条例」（昭和 57 年高松市条例第 27 号）に基づき、放置自転車等の禁止区域、整理区域が指定されているものの、商店街における路上駐輪および放置自転車等は、依然として改善されていない。

また、道路交通法の一部を改正する法律の施行（平成 20 年 6 月 1 日）により、児童・幼児の自転車乗用時における乗車用ヘルメット着用努力義務の導入（道路交通法第 63 条の 10）等、新たな自転車利用のルールができており、自転車利用者への徹底した周知が必要である。



2) 施策

a) 年齢層に応じたきめ細かな自転車の正しい乗り方等の周知

■チラシ・動画教材を活用した自転車ルールの啓発

(実施主体：作成：香川県警察本部、配布：安全部会関係機関・団体)

年齢層に応じたきめ細かな自転車の正しい乗り方等の周知のために、チラシ「知っていますか？自転車のルール」等を作成し、各種キャンペーン・イベントで使用するほか、県下各警察署を通じ関係機関・団体や、自転車販売店等へ配布する。

また、動画教材「知っておこう自転車のルール」を作成して、県教育委員会、各市町等を通じて小学校、中学校、高等学校、関係機関・団体等へ配布し、自転車ルールの啓発を行う。

b) 幼少期からの体系的な交通安全教育の推進

■幼児・小学生を対象にした交通安全教育の実施

(実施主体：高松市都市計画課交通安全対策室、香川県警察本部、香川県交通安全協会、香川県・高松市教育委員会)

交通安全に関する知識を提供するために、高松市内の幼児、小学生等を対象として交通安全教育を実施する。

なお、交通安全の講習会受講生に、自転車の安全運転免許証の交付をしながら、交通安全教育を推進する。

■中学生・高校生を対象とした交通安全教育の実施

(実施主体：高松市交通安全協会、高松市交通安全母の会、高松北安全運転管理者協議会、高松市都市計画課交通安全対策室、香川県警察本部)

高松地区内にある中学校3校と高等学校4校を合わせた7校を、交通安全教育のモデル校として指定し、自転車の利用マナーの向上を図るため、改正道路交通法の周知、参加・体験型の自転車教室の実施、中学生、高校生を対象として地域ボランティアと連携した街頭指導の実施等、交通安全教育を推進する。



c) 地域と連携した街頭指導

■地域交通安全活動推進委員および自転車マナー育て隊による街頭指導の実施

(実施主体：高松市交通安全協会、高松市交通安全母の会、高松北安全運転管理者協議会、高松市都市計画課交通安全対策室、高松北警察署)

道路交通法の一部を改正する法律の施行（平成 20 年 6 月 1 日）における、地域交通安全活動推進委員の活動内容の見直しに伴い、住民理解を深めるための適切な自転車利用方法に関する街頭活動を実施する。特に、自転車マナー育て隊による街頭指導の実施を継続する。

■市民意識を向上させる「高松ルール」の検討

(実施主体：安全教育部会)

自転車利用ルールおよびマナーを向上させるために、高松地区オリジナルのルールづくりを検討する。覚えやすいフレーズなどによる「高松ルール」を活用した、効果的な啓発活動を通して自転車の安全運転等に対する市民意識を向上させる。



2.3 自転車利用の更なる促進

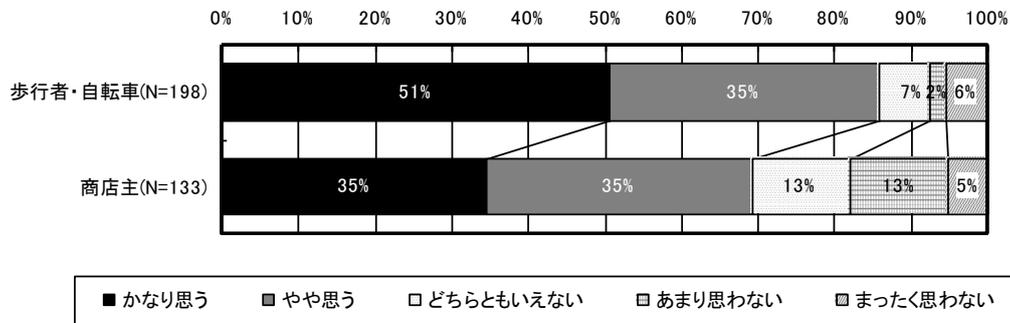
(1) 商店街での自転車利用改善による魅力向上に関する施策

1) 現状と課題

a) 商店街での通行分離を望む多くの意見

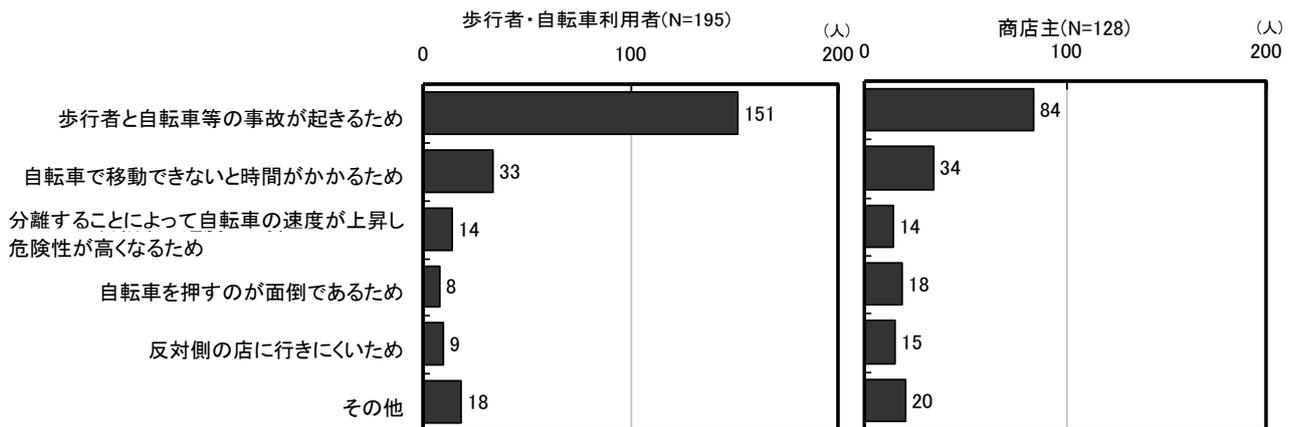
商店街では、自転車と歩行者との接触事故等が発生しており、自転車利用の改善策について種々、検討がなされている。商店街における歩行者と自転車の通行分離の賛否については、歩行者・自転車利用者は86%が、商店主は70%が賛成している（図 2-9 参照）。

また、通行分離の理由としては、「歩行者と自転車等の事故が起きる」が、歩行者・自転車利用で151人（回答者の77.4%）、商店主で84人（回答者の65.6%）と最も多い（図 2-10 参照）。



資料：商店街の歩行・自転車通行に関するアンケート調査（高松市 H20）

図 2-9 通行分離に対する必要性



資料：商店街の歩行・自転車通行に関するアンケート調査（高松市 H20）

図 2-10 通行分離方法の理由



2) 施策

a) 買い物客等が安心して商店街を通行できる環境の整備

■商店街における歩行者と自転車の分離の検討

(実施主体：丸亀町商店街振興組合)

商店街や商店街と交差する道路での歩行者と自転車の事故を削減し、買い物客等が安全に自転車を利用できるように、自転車の利用整備ネットワークを考慮しながら、商店街における自転車利用環境を検討する。

また、商店街における、駐輪場の整備を積極的に進める。

b) 自転車を利用して商店街を訪れたいくなるような制度・施策づくり

■カーフリーデー高松の継続的实施

(実施主体：カーフリーデー高松推進協議会)

高松市中心部における自動車利用の在り方と市民のライフスタイルを見直すために、市街地中心部における自動車の乗り入れ禁止区域を設け、環境にやさしい交通手段である自転車および公共交通を重視した、新たなライフスタイルを生み出すカーフリーデー高松を継続的に実施する。

c) イベント等と連携した商店街での自転車利用に関する広報・啓発

■安全で快適な自転車利用に関する広報・啓発

(実施主体：各商店街振興組合)

商店街における自転車利用をより安全で快適なものとするために、商店街の街路整備に併せた記念事業等のイベントを通じた自転車利用に関する広報・啓発の実施を検討する。



(2) 自転車利用の更なる促進に関する施策

1) 現状と課題

a) ソフト・ハード両面からの自転車利用の促進が必要

高松地区では、去る9月16日からの一週間を「モビリティウィーク（交通週間）」と位置づけ、9月21日に「カーフリーデー（車を使わない日）」イベントを開催し、市街地中心部において一定区間、一定の時間を決めて、自動車の通行規制を試行した。カーフリーデーは、欧州発祥の世界規模のキャンペーンで、中心市街地を訪れる人に徒歩や自転車、公共交通機関の利用を呼びかけ、自動車のない生活の快適さに気づいてもらう取組である。

カーフリーデー高松に合わせて開催された、自転車利用促進を考えるフォーラム参加者へのアンケートによると、参加者の97%（65人）の人が、今後の自転車利用に対して前向きな回答をしており（かなり利用しようと思った（50.7%）、やや利用しようと思った（46.3%））、こうしたソフト施策の実施が、自転車の利用意識の高揚に大いに効果があることが分かった。

また、一方では、自転車の利用促進を図る種々の関連施策の実施や環境整備も重要である。例えば、高松地区におけるレンタサイクルの利用台数に着目すると、年間利用台数は、平成13年の約7万台から平成19年には約27万3千台と、3.9倍に増加（図2-12参照）している。このような状況を踏まえながら、効果的かつ効率的なハード・ソフト両面からの施策を推進していくことが望まれる。



図 2-11 カーフリーデー高松およびフォーラムの開催状況

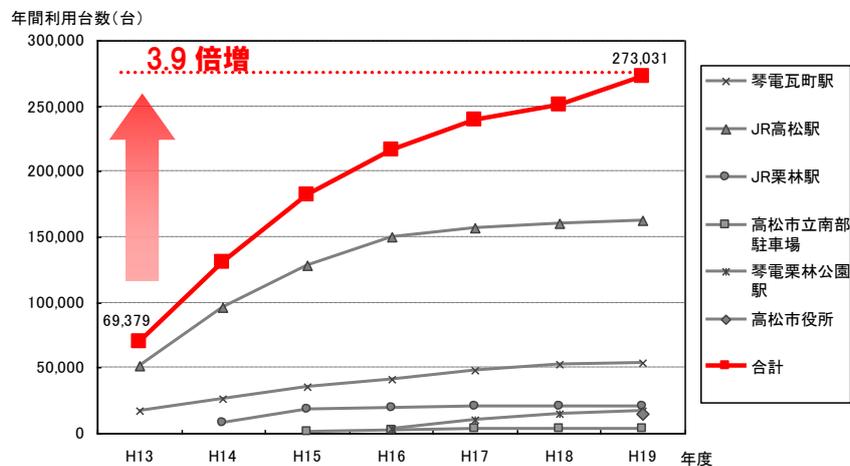


図 2-12 レンタサイクル年間利用台数の推移

資料：高松市



2) 施策

a) 公共交通との連携による自転車利用の促進

■サイクルトレイン等の導入による交通結節点機能の強化

(実施主体：高松市企画課交通政策室・都市計画課交通安全対策室、香川県交通政策課、各交通事業者)

公共交通との連携により、交通結節点機能を自転車によって補完し、自転車と公共交通を軸としたネットワークを形成するために、サイクルトレイン（注 2）等の導入を検討する。

b) 自動車から自転車への利用転換を促す制度・施策づくり

■顕彰制度等による自転車利用への転換

(実施主体：高松市企画課交通政策室、香川県交通政策課)

自動車から環境にやさしい自転車への利用の転換を促すために、民間の優れた取組への顕彰制度等を設けるなど、官公庁、民間を含めた自転車通勤の促進策を検討する。

また、公共交通の利用促進や環境負荷の軽減、さらには中心市街地の活性化を図る観点から、市街地中心部における自動車の乗入れ制限をカーフリーデー等と併せて試行するなど、自動車から徒歩や自転車、公共交通機関への利用転換を促進する新たな施策を検討する。

c) 観光促進に資する自転車利用の促進

■観光客の利用にも配慮したレンタサイクルの利便性の向上

(実施主体：高松市都市計画課交通安全対策室)

観光客のレンタサイクルの利便性を向上させるため、観光レンタサイクルの導入を検討する。

なお、実施に当たっては、地区観光協会やNPO等が運営主体となるとともに、利用者の利便性を考慮して、柔軟な運営方法となるよう留意する。

■自転車利用を促すサイクリングマップ（注 3）の作成

(実施主体：各団体、高松市、香川県等関係機関)

自転車の利用を観光地や観光施設等につなげるため、サイクリングルートを設定したサイクリングマップの作成を検討する。

(注 2) サイクルトレインとは、自転車を鉄道車両内に持ち込むことができるサービスのこと。

(注 3) サイクリングマップとは、自転車で走りやすい道、走りにくい道や自転車走行時に見ることができる風景等が掲載された、楽しく自転車に乗るための情報が記載されているマップのこと。



d) 環境・健康・楽しさを実感できる自転車利用の促進

■環境や健康の面から自転車利用を促す広報・啓発の実施

(実施主体：高松市企画課交通政策室・都市計画課交通安全対策室)

自転車の更なる利用促進を図るために、利便性、快適性、環境にやさしい等の自転車が持つ機能を、行政、民間、市民がそれぞれの立場で考える機会を提供し、広報・啓発を実施する。

■自転車の魅力や楽しさを発信するイベントの開催

(実施主体：高松市商工労政課、香川県環境政策課)

自転車の更なる利用促進を図るために、他地域におけるペロタクシー（注4）の運行状況を踏まえ、その効果、課題の検証を行い、導入を検討する。

(注4) ペロタクシーとは、街中でレジャー気分が味わえ、街の空気や季節感を体感でき、楽しく環境にやさしい乗り物として、1997年にドイツで誕生した高性能な自転車タクシーのこと。



第3章 計画の推進体制



1. 関連計画との整合

本計画は、高松地区におけるまちづくりや自転車の利用等に関する各種計画との整合性を図るものとする。

なお、計画の見直しの必要が生じた場合には、適宜見直し等を行うものとする。

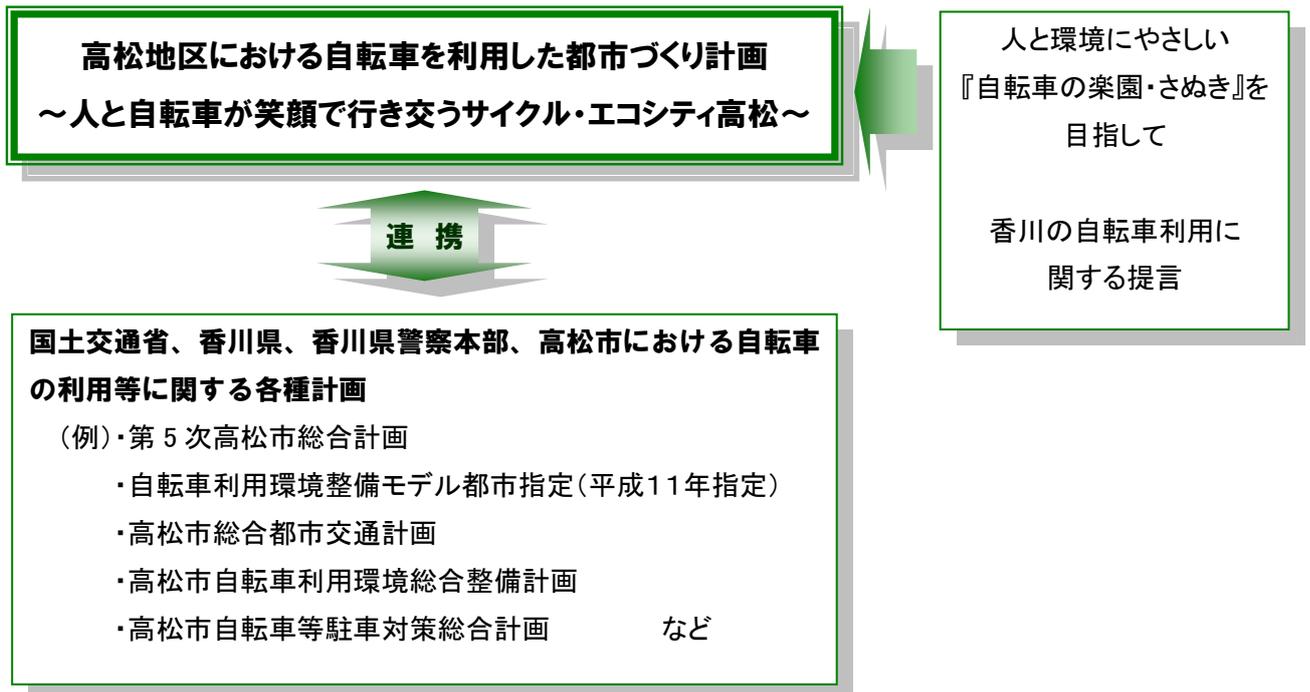


図 3-1 関連計画との関係



2. 計画の推進体制

本計画に掲げた施策等を総合的かつ計画的に推進するため、高松地区委員会の、安全空間確保部会、駐輪対策部会、安全教育部会、地域活性部会、利用促進部会の5部会において、その実施状況を取りまとめ、同委員会に報告するものとし、同委員会において、点検、評価する。

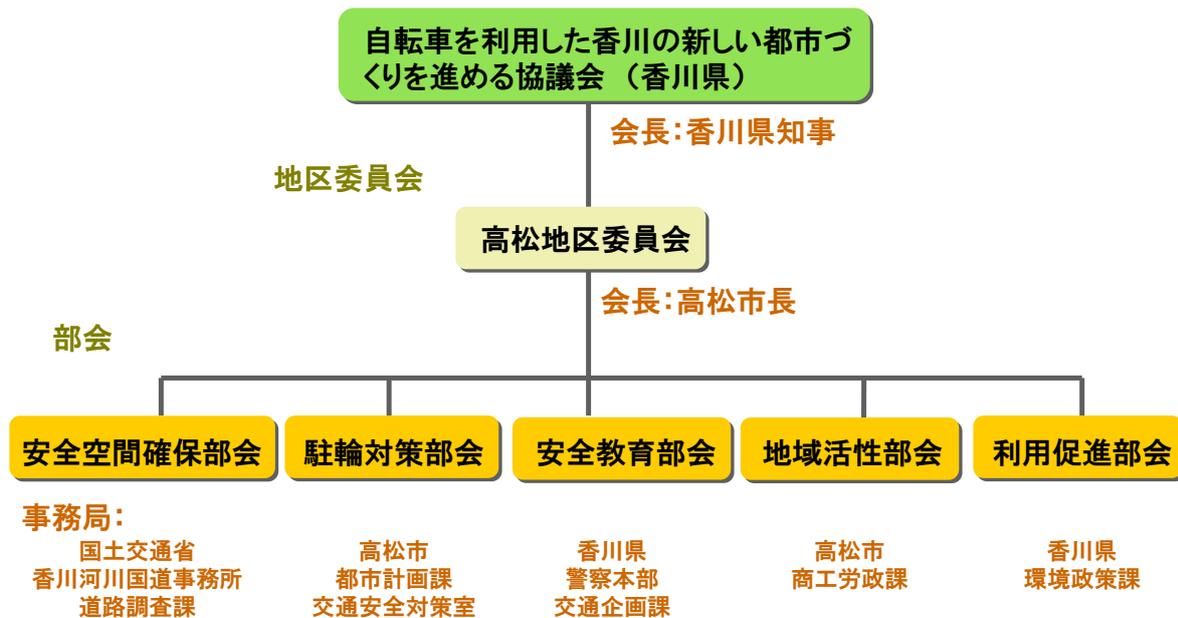


図 3-2 計画の推進体制

資 料

資料 1

自転車を利用した香川の新しい都市づくりを進める協議会高松地区委員会会則および名簿

自転車を利用した香川の新しい都市づくりを進める協議会高松地区委員会会則

(設置)

第1条 自転車を利用した香川の新しい都市づくりを進める協議会会則（平成19年10月香川県制定）第5条に基づき、本市における自転車の有効活用，歩行者と自転車の安全で快適な空間の確保，自転車の利用による人と環境にやさしいまちづくり等の取り組みについて協議するため，自転車を利用した香川の新しい都市づくりを進める協議会高松地区委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は，別表に掲げる者により組織する。

(役員)

第3条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 6人
- (3) 常任幹事 3人

2 会長は，高松市長をもって充てる。

3 副会長は，香川県知事，四国地方整備局長，香川県警察本部長，香川県教育長，香川県観光協会会長および高松市教育長をもって充てる。

4 常任幹事は，高松市市民政策部長，産業経済部長および都市整備部長をもって充てる。

(役員の仕事)

第4条 会長は，委員会を代表し，会務を総理する。

2 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるときは，その職務を代行する。

3 常任幹事は，会長および副会長を補佐し，常務を処理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は，会長が招集し，会長は，会議の議長となる。

2 委員会の会議は，委員の半数以上が出席しなければ，開くことができない。

(部会)

第6条 委員会の会議の下に以下の部会を置き，次に掲げる事項についての検討を行う。

- (1) 安全空間確保部会 — 歩行者・自転車の安全・快適な空間の確保に関する事
- (2) 地域活性部会 — 商店街の自転車対策による魅力向上に関する事
- (3) 駐輪対策部会 — 自転車の路上駐輪の対策に関する事
- (4) 安全教育部会 — 自転車のルール・マナーの徹底に関する事
- (5) 利用促進部会 — さらなる自転車利用の促進に関する事

2 部会に属すべき委員は，委員から推薦を受けた者により組織する。

3 部会に部会長を置き，当該部会において定める。

4 部会の庶務は，安全空間確保部会は国土交通省香川河川国道事務所道路調査課，地域活性部

会は高松市産業経済部商工労政課，駐輪対策部会は高松市都市整備部都市計画課交通安全対策室，安全教育部会は香川県警察本部交通部交通企画課および利用促進部会は香川県環境森林部環境政策課において行う。

(正副会長会)

第7条 委員会に正副会長会を置く。

(幹事会)

第8条 委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事は部会長および委員から推薦を受けた者により組織する。
- 3 幹事会に会長を置き，常任幹事を会長とする。
- 4 幹事は，委員会に出席し，意見を述べることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は，高松市市民政策部企画課，産業経済部商工労政課および都市整備部都市計画課において行う。

(委任)

第10条 この会則に定めるもののほか，委員会および部会の運営に関し必要な事項は，会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は，平成19年10月29日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この会則による最初の委員会の会議は，第5条の第1項の規定にかかわらず，市長が招集する。

附 則

この会則は，平成20年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

自転車を利用した香川の新しい都市づくりを進める協議会高松地区委員会名簿

区 分	役 職 名
会 長	高松市長
副 会 長	香川県知事
副 会 長	四国地方整備局長
副 会 長	香川県警察本部長
副 会 長	香川県教育長
副 会 長	香川県観光協会会長
副 会 長	高松市教育長
委 員	四国経済産業局地域経済部長
委 員	四国運輸局香川運輸支局長
委 員	高松商工会議所専務理事
委 員	社団法人香川経済同友会代表幹事
委 員	高松北交通安全協会会長
委 員	高松北地区地域交通安全活動推進委員協議会会長
委 員	高松北安全運転管理者協議会会長
委 員	高松市交通安全母の会連絡協議会会長
委 員	社団法人日本自動車連盟香川支部支部長
委 員	香川県高等学校長協会会長
委 員	香川県私立中学高等学校連合会会長
委 員	高松市中学校長会会長
委 員	高松市小学校長会会長
委 員	高松市PTA連絡協議会会長
委 員	高松市連合自治会連絡協議会会長
委 員	高松市老人クラブ連合会会長
委 員	香川県サイクリング協会会長
委 員	香川県自転車軽自動車商協同組合理事長
委 員	香川県地球温暖化防止活動推進センター長
委 員	高松琴平電気鉄道株式会社取締役社長
委 員	四国旅客鉄道株式会社常務取締役
委 員	高松中央商店街振興組合連合会理事
委 員	香川県環境森林部長
委 員	香川県警察本部交通部長
委 員	高松市教育部長
常 任 幹 事	高松市市民政策部長
常 任 幹 事	高松市産業経済部長
常 任 幹 事	高松市都市整備部長

（敬称略、順不同）

資料2

部会の開催状況および名簿

1. 安全空間確保部会

1.1 部会の開催状況

安全空間確保部会の開催状況

	日 時	議 事
第1回	平成19年 11月1日(木)	<ul style="list-style-type: none">中央通りにおける社会実験について自転車通行環境整備モデル地区について
第2回	平成19年 11月8日(木)	<ul style="list-style-type: none">中央通りにおける社会実験について自転車通行環境整備モデル地区について
第3回	平成19年 12月9日(水)	<ul style="list-style-type: none">モデル地区への応募について中央通りの社会実験結果（速報値）について中央通り社会実験の本格実施に向けて 調査結果の記者発表方法について 本格実施に向けた検討事項についてその他 今後のスケジュールおよび検討事項
第4回	平成20年 2月7日(木)	<ul style="list-style-type: none">中央通り社会実験の本格実施に向けて 幅員構成の考え方について 交差点部、バス停部の処理について 今後のスケジュール
第5回	平成20年 5月20日(火)	<ul style="list-style-type: none">平成20年度のスケジュール道路交通法の改正
第6回	平成20年 9月16日(木)	<ul style="list-style-type: none">状況報告（市道五番町西宝線について）今後のスケジュールについて来年度の予定（香川県警察本部）について
第7回	平成20年 11月12日(水)	<ul style="list-style-type: none">高松地区委員会報告について社会実験について

1.2 部会名簿

安全空間確保部会名簿

(平成 20 年 11 月現在)

区 分	役 職 名
部会長	国土交通省香川河川国道事務所道路調査課長
委 員	国土交通省香川河川国道事務所交通対策課長
〃	国土交通省香川河川国道事務所道路管理第一課長
〃	香川県土木部道路課長
〃	香川県高松土木事務所次長
〃	香川県政策部交通政策課長
〃	香川県土木部都市計画課長
〃	香川県警察本部交通部交通企画課長
〃	香川県警察本部交通部交通規制課長
〃	香川県警察本部交通部交通指導課長
〃	高松北警察署交通官
〃	高松市都市整備部都市計画課長
〃	高松市市民政策部企画課交通政策室長
〃	高松市都市整備部都市計画課交通安全対策室長
〃	高松市都市整備部道路課長

(敬称略、順不同)

2. 駐輪対策部会

2.1 部会の開催状況

駐輪対策部会の開催状況

	日 時	議 事
第1回	平成19年 11月28日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・部会のスケジュール(案)等について ・8項目についての現状、問題点について ・駐輪対策を講じる必要がある放置状態の考え方について <li style="padding-left: 20px;">路上駐輪場の整備 <li style="padding-left: 20px;">路上駐輪施設の整備
第2回	平成20年 2月15日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・路外駐輪場の整備 ・路上駐輪施設の整備 ・駐輪場の情報提供による利便性向上 ・撤去の強化 ・地域やマスコミを活用した駐輪場利用の促進 ・自転車販売店に対する防犯登録の徹底 ・自転車に対する価値観を高める運動 ・自転車購入時の保証金制度(デポジット制度)導入の検討
第3回	平成20年 5月30日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・路外駐輪場の整備 ・路上駐輪施設の整備 ・駐輪場の情報提供による利便性向上 ・撤去の強化 ・地域やマスコミを活用した駐輪場利用の促進 ・自転車販売店に対する防犯登録の徹底 ・自転車に対する価値観を高める運動 ・自転車購入時の保証金制度(デポジット制度)導入の検討 ・その他
第4回	平成20年 8月26日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・路外駐輪場の整備 ・路上駐輪施設の整備 ・駐輪場の情報提供による利便性向上 ・撤去の強化 ・地域やマスコミを活用した駐輪場利用の促進 ・自転車販売店に対する防犯登録の徹底 ・自転車に対する価値観を高める運動 ・自転車購入時の保証金制度(デポジット制度)導入の検討 ・その他

2.2 部会名簿

駐輪対策部会名簿

(平成 20 年 11 月現在)

区 分	役 職 名
部会長	高松市都市整備部都市計画課長
委 員	国土交通省香川河川国道事務所道路調査課長
〃	国土交通省香川河川国道事務所交通対策課長
〃	国土交通省香川河川国道事務所道路管理第一課長
〃	香川県土木部道路課長
〃	香川県高松土木事務所次長
〃	香川県警察本部交通部交通企画課長
〃	香川県警察本部交通部交通規制課長
〃	香川県警察本部交通部交通指導課長
〃	高松北警察署交通官
〃	高松市都市整備部道路課長
〃	高松市都市整備部都市計画課交通安全対策室長
〃	高松市都市整備部まちなか再生課長
〃	高松市産業経済部商工労政課長
〃	高松商工会議所専務理事
〃	高松琴平電気鉄道(株)運輸サービス部部长
〃	四国旅客鉄道(株)営業部業務課長

(敬称略、順不同)

3. 安全教育部会

3.1 部会の開催状況

安全教育部会の開催状況

	日 時	議 事
第 1 回	平成 19 年 12 月 4 日(火)	<ul style="list-style-type: none">・ 自転車利用者の安全教育等の進め方について・ 広報啓発活動について・ 交通安全教育の推進について・ 街頭指導者の推進について・ 今後のスケジュールについて
第 2 回	平成 20 年 3 月 4 日(火)	<ul style="list-style-type: none">・ 関係機関・団体の安全教育の取組について・ 平成 20 年度安全教育部会活動計画について
第 3 回	平成 20 年 5 月 23 日(金)	<ul style="list-style-type: none">・ 平成 20 年度安全教育部会活動計画（修正案）について・ 自転車交通安全動画教材について

3.2 部会名簿

安全教育部会名簿

(平成20年11月現在)

区 分	役 職 名
部会長	香川県警察本部交通部交通企画課長
委 員	国土交通省香川河川国道事務所道路調査課長
〃	香川県政策部交通政策課
〃	香川県教育委員会保健体育課長
〃	香川県警察本部交通部交通規制課長
〃	香川県警察本部交通部交通指導課長
〃	高松北警察署交通官
〃	高松市都市整備部都市計画課交通安全対策室長
〃	高松市総務部広聴広報課長
〃	高松市市民政策部地域政策課長
〃	高松市健康福祉部福祉事務所長寿福祉課長
〃	高松市健康福祉部福祉事務所保育課長
〃	高松市教育委員会教育部保健体育課長
〃	高松市教育委員会教育部生涯学習課長
〃	高松北交通安全協会事務局長
〃	高松北地区地域交通安全活動推進委員協議会委員
〃	高松北安全運転管理者協議会事務局長
〃	高松交通安全母の会連絡協議会会計
〃	社団法人日本自動車連盟香川支部支部長
〃	香川県高等学校長協会副会長
〃	香川県私立中学高等学校連合会会長
〃	高松市中学校長会生徒指導部会長
〃	高松市小学校長会生徒指導部会長
〃	高松市PTA連絡協議会会長
〃	高松市連合自治会連絡協議会理事
〃	高松市老人クラブ連合会会長
〃	香川県サイクリング協会事務局長
〃	香川県自転車軽自動車商協同組合理事長

(敬称略、順不同)

4. 地域活性部会

4.1 部会の開催状況

地域活性部会の開催状況

	日 時	議 事
第 1 回	平成 19 年 12 月 3 日(月)	<ul style="list-style-type: none">・部会のスケジュールについて・「香川の自転車利用に関する提言書」について・平成 12 年度に実施した自転車利用環境に関わる社会実験について・本部会で検討する事項について
第 2 回	平成 20 年 2 月 25 日(月)	<ul style="list-style-type: none">・丸亀町商店街における自転車・歩行者の通行分離策について・自転車・歩行者の通行分離策についてのアンケート調査について（店主と商店街利用者にアンケート）・その他
第 3 回	平成 20 年 5 月 30 日(金)	<ul style="list-style-type: none">・カーフリーデーの実施について・アンケートの調査結果について・商店街の自転車走行空間確保について・その他
第 4 回	平成 20 年 10 月 29 日(水)	<ul style="list-style-type: none">・付託された検討項目と取組について 買い物客が安心して商店街を通行できる環境の整備について 商店街での自転車利用に関する広報啓発 自転車を利用して商店街を訪れたいくなるような制度・施策づくり・その他

4.2 部会名簿

地域活性部会名簿

(平成20年11月現在)

区 分	役 職 名
部会長	高松市産業経済部商工労政課長
委 員	国土交通省香川河川国道事務所道路調査課長
〃	経済産業省四国経済産業局商業・流通・サービス産業課長
〃	香川県商工労働部経営支援課長
〃	香川県警察本部交通部交通企画課長
〃	香川県警察本部交通部交通規制課長
〃	香川県警察本部交通部交通指導課長
〃	高松北警察署交通官
〃	高松市都市整備部道路課長
〃	高松市都市整備部まちなか再生課長
〃	高松商工会議所専務理事
〃	高松琴平電気鉄道(株)経営企画室部長
〃	高松丸亀町商店街振興組合理事長
〃	高松片原町西部商店街振興組合理事長
〃	高松片原町東部商店街振興組合理事長
〃	高松兵庫町商店街振興組合理事長
〃	高松ライオン通商店街振興組合副理事長
〃	高松南新町商店街振興組合理事長
〃	高松常磐町商店街振興組合理事長
〃	高松田町商店街振興組合理事長

(敬称略、順不同)

5. 利用促進部会

5.1 部会の開催状況

利用促進部会の開催状況

	日 時	議 事
第 1 回	平成 19 年 12 月 6 日(木)	<ul style="list-style-type: none">・利用促進部会の役割と協議事項について・部会長の選任について・部会の公開について・「香川の自転車利用に関する提言書」について・意見交換・その他
第 2 回	平成 20 年 2 月 13 日(水)	<ul style="list-style-type: none">・第 1 回利用促進部会の議事録の確認について・今後のスケジュール（案）について・利用促進のための検討項目について
第 3 回	平成 20 年 3 月 26 日(水)	<ul style="list-style-type: none">・第 2 回利用促進部会議事録の確認について・検討項目絞り込み（案）の考え方について・検討項目（H20 夏を目途）について
第 4 回	平成 20 年 8 月 7 日(木)	<ul style="list-style-type: none">・第 3 回利用促進部会議事録の確認について・検討項目について・部会としての取りまとめについて

5.2 部会名簿

利用促進部会名簿

(平成 20 年 11 月現在)

区 分	役 職 名
部会長	香川大学工学部教授
委 員	国土交通省香川河川国道事務所道路調査課長
〃	経済産業省四国経済産業局情報政策室長
〃	香川県政策部交通政策課長
〃	香川県商工労働部観光振興課長
〃	香川県環境森林部環境政策課長
〃	香川県警察本部交通部交通規制課長
〃	高松市市民政策部企画課交通政策室長
〃	高松市産業経済部観光振興課長
〃	高松市環境部環境保全推進課長
〃	香川大学経済学部准教授
〃	高松商工会議所専務理事
〃	社団法人香川経済同友会代表幹事
〃	香川県地球温暖化防止活動推進センター事務局長
〃	高松琴平電気鉄道(株)運輸サービス部部长
〃	四国旅客鉄道(株)営業部販売促進課長
〃	高松丸亀町商店街振興組合理事長
〃	香川県バス協会専務理事
〃	高松市男女共同参画センター事務長
〃	(有)アイヴエーション

(敬称略、順不同)

高松地区における自転車を利用した都市^{まち}づくり計画

編集・発行：自転車を利用した香川の新しい都市^{まち}づくりを進める協議会
高松地区委員会

事務局：高松市市民政策部企画課交通政策室
〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号
TEL(087) 839-2138 FAX (087) 839-2125
E-mail:kikaku@city.takamatsu.lg.jp